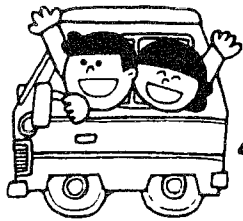


国民健康保険の保険証が変わります



9月1日から「空色」に変わります
今までの「藤色」の保険証は
8月31日限りで使えなくなります

保険証を正しく使いましょう

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんの診察を受けるときの受診券の役目を果たすものですから、大切に扱っていきましょう。

- 1 **勝手に訂正できません**
もし、記入事項に間違いがあったら、窓口まで申し出てください。
- 2 **お医者さんにかかるとき**
必ず保険証を病院・医院等の窓口へ提出しましょう。
- 3 **必ず手もとに保管**
治療後は必ず保険証を返してもらいましょう。
- 4 **資格がなくなったら返す**
会社に入ったたり、他の市区町村へ転出するときは、必ず窓口へ届け出て、保険証を返してください。
- 5 **保険証は再交付されます**
保険証を破損・紛失したときは窓口へ。
- 6 **遠隔地に住む人が出たとき**
長期旅行、修学などで家族と離れて住むときは、窓口へ申し出ると、もう1枚の保険証が交付されます。

9月から保険証が「空色」に

新しい保険証は、特別な場合を除き、8月28日から31日までの間に被保険者の各世帯主宛にお届けいたします。到着後は次の点に留意してください。

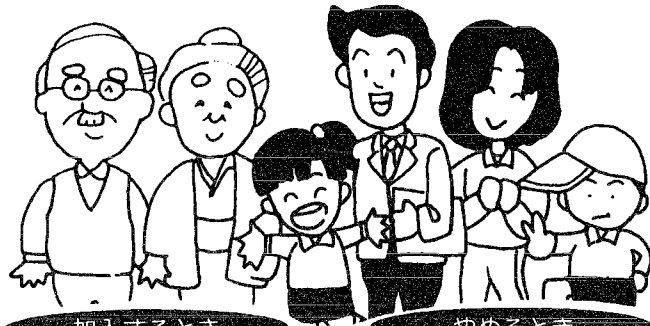
▶保険証の内容は必ず確認を!!

新しい保険証は、7月末日現在で作成します。その後、郵送する間近まで調整を行います。8月31日までの間に出生、死亡、転入、転出、社会保険などへの異動で手続きをされる人、また、他に誤りがある場合は、お手数でも国保係（2番窓口）で訂正してから使用してください。

▶医療機関への提出忘れずに!!

現在、病院や医院に入院または通院中であって、9月1日以後も引き続き診療を受ける人は早めに病院や医院の受け付けに新しい保険証を提示してください。

届け出は14日以内に



加入するとき

やめるとき

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 他市町村から転入した時。 | 1. 他市町村へ転出した時。 |
| 2. 職場の健康保険などをやめた時。 | 2. 職場の健康保険などへ入った時。 |
| 3. 子どもが生まれた時。 | 3. 死亡した時。 |
| 4. 生活保護を受けなくなった時。 | 4. 生活保護を受けた時。 |

気軽にご相談ください

(住民課国民健康保険係 TEL 38-3111 内線138)

国民健康保険制度の詳細においては、いろいろ難しいことがあります。ですが皆さんに必要なことばかりです。

困ったときは、気軽にご相談ください。

ゆめあり通信

20歳になったら国民年金

社会人、学生を問わず加入するのがルールです。



新潟県国民年金マスコットゆめあり(夢あり)君

二十歳からの義務

二十歳になると、成人として選挙権を取得するなどいろいろな権利や義務を持つこととなります。

国民年金の加入もその一つです。

必ず二十歳になったら国民年金の加入届を行ってください。

学生も加入

学生で収入がないから、面倒だからという理由で、国民年金に加入しないでいると、万一の病気やケガで障害が残ったときに障害基礎年金が受けられなかったり、将来の老齢基礎年金が満

額受けられなかったりする場合があります。

二十歳の誕生日を迎えたら必ず加入手続きをしてください。

保険料については、後から納めることができる「学生の国民年金保険料納付特例制度」があります。

●学生の納付特例期間の取扱いは

・老齢基礎年金を受けるための資格期間に算入しますが、年金額の計算には入れません。

・病気やケガにより障害が残ったときは、障害基礎年金が受けられます。

・十年以内であれば後から納めることができます。

保険料の納付

国民年金を納める義務は、本人と配偶者及び世帯主にあります。また、国民年金保険料は収入のあるなしに関係なく、一律、月額一万三千三百円（平成二十二年）です。

保険料は、役場から送られる「納付書」で納めます。

金融機関等の口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です。

どうしても保険料を納めるのが困難なとき

病気や経済的な理由で、どうしても保険料を納めることが困難な場合に、申請し承認されると、その年度末まで保険料が免除される制度があります。

免除を受けた期間

免除を受けた期間は、年金を受けるための資格期間に算入しますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときには、保険料を納めた期間の三分の一の金額になります。

ただし、免除された期間は十年

◎老齢基礎年金額計算式

$$804.200円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{3}}{480月}$$

※計算式の分母480月は、昭和16年4月1日以前生まれの人には、短縮措置があります。

基礎年金番号

初めて公的年金制度に加入すると、基礎年金番号が記載された年金手帳をもらいます。

この基礎年金番号は、就職や転職により加入する年金制度が変わっても、生涯同じ番号を使います。

年金手帳は大事に保管し、年金の手続きをするときには、年金手帳を提出してください。